

新七と載せたり。芭蕉の奥の細道に、卯の花山・くりから谷を越えて、金澤は七月中の五日也云々。一笑といふものは此道にすける名のほのく聞えて、世に知る人も傳(待リ)へしに、去年の冬早世したりとて、其兄追善を催すに、

塚も動け我が泣く聲はあきの風

按ずるに、右奥の細道てふ道記は、卷初に、今とし元祿二とせとあれば、一笑が歿せしは元祿元年の冬なる事知られり。右追善の發句を芭蕉の自筆に認めたる短冊は、一笑の子孫持傳ふといへり。一笑が作は、金澤句空法師の草庵集を見るに、左の句を擧げたり。

村雨や麥刈る頃の梅のみや 一笑

晝がほに泥はねかくる田植哉 同

此の外にも猶數首あるなるべし。或は曰ふ。元祿の頃金澤にての俳人は、北枝・秋の坊・句空・一笑・萬子など、皆其の名聞えて世に名高しといへども、中にも一笑は早く歿せしゆゑに、句數も多く世に残らず。されど其の名は芭蕉が奥の細道にも載せられ、殊に追善の句あれば、後世にその嘉名を顯はせしといふべし。

○河南町
十二冊定書に載せたる金澤通町筋町割付に、壹町拾八間二尺川南町、貳町三拾三間三尺片町。とありて、舊藩中は本町廿七町の一町なり。故に改作所舊記に載せたる天和三年六月算用場よりの書出にも、河南町某片町某と書載せたり。此の町は片町の折れ角より犀川の橋爪までを呼びたり。按ずるに、慶長の金澤城圖を見るに、金谷出丸いまだ無之故、今の尾山神社の地邊に三筋の町地ありて、中央の通筋を南町と記載す。此の南町より河南町まで直道なる体に見ゆれば、そのかみ城南の町地なるを以て、都て南町と稱し、河南町は犀川の方なるを以て、河南町とは呼びたるならん。然るに其の後尾山神社の地邊金谷出丸と成りたりし頃、南町堤町をば今の地へ移轉せられ、南町と河南町との間に石浦町片町を挟みたるにより、南町と河南町との間隔絶したるなるべし。石浦町はそのかみ本町に非ず。七ヶ所の一町にて、半役の町地なりしにても知られけり。さて明治四年四月戸籍編成せられ、町名改正の時河南町の町名を廢し、片町へ屬せしめたり。

○中河原町

三壺記に、元和六年頃の事を記載して、中河原町に風呂屋有りて湯女を置きたるよしを記載し、又寛永八年の條に、犀川橋爪法船寺の門前より出火し、河原町一面に火と成り南風強く、中河原町の大橋を燒落す。とあり。又貞享二年の卯辰妙應寺由來書に、天正十三年金澤枯木町にて寺地拜領仕處、大聖寺御陣の翌年御城下物構堀御普請に付、寺地被召上、修理谷之上にて拜領被仰付。然處右地面侍屋敷に相成被召上、爲替地犀川中河原に於て拜領致候處、町屋敷に被仰付由に而、重而被召上。とあり。さて右中川原町をば川原町とも呼べりと聞ゆ。三壺記に、慶安元年利常卿江戸より御歸城の時、本多房州宅へ入らせられ、御竹様へ御對面被遊。犀川河原町に御供中行列不亂待請けて、小松へ入らせ給ふ。とあるも、今いふ河原町にては道筋違ひたれば、片町・河南町なるべし。又山伏福藏院貞享二年の由來書にも、先年は犀川神明の向に罷在處、慶長九年に河原町小橋爪にて拜領仕處、金澤町割之節、彼天神屋敷町筋に相成に付、爲替地寛永十三年に只今の宮地古寺町に而拜領

仕。とあり。右小橋爪とは香林坊橋の橋爪也といへり。然らばそのかみ河南町片町をば河原町と呼びたりし一證とすべし。小倉日記に、享保十八年四月廿六日傳馬町より出火、川原町・後川原町・大工町類燒。とありて、享保の末頃迄も河南町邊をば河原町と呼びたりしこと知られけり。又今いふ古寺町も、昔は河原町と呼べり。稻荷眞長寺の由來書に、慶長十二年從關東當地へ罷越、中村刑部取次を以、犀川河原町近所に而寺地拜領、十五年に寺造立仕。とあり。右寺地は香林坊橋下なる古寺町入口富永氏の舊邸なりといへり。此の外にも古寺町の地を河原町と呼びたるよし、寺院の由來書に載せたり。さればおもふに、此の地邊は都てそのかみ犀川の河原なりしを、利常卿の時坂井就安に命ぜられ、悉く町地となし給ふに依りて、惣名を河原町と呼ばしめられしかど、三筋の町なるに依りて、片町・河南町をば中河原町と呼び、其の後町をば後河原町と呼び、古寺町の一町をば河原町と呼びたりしと聞ゆ。片町・河南町の一町は、三筋の中央なるに依りて、中河原町と呼べるものなり。又堅町も本名は堅河原町と呼べり。此の一町ももと河原な